

令和 5 年 5 月 12 日現在

機関番号：24501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12647

研究課題名（和文）武力紛争に至らない自衛権行使の時間的・事項的範囲

研究課題名（英文）Temporal and Material Scope of Self-Defence short of Armed Conflict

研究代表者

廣見 正行（Hiromi, Masayuki）

神戸市外国語大学・外国語学部・准教授

研究者番号：20707541

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：国際法上、たとえ国が自衛権を行使したとしても、単発の武力攻撃に対するものである場合、あるいは既存の国際的武力紛争の当事国による単発の武力攻撃に対して中立国として自衛権を行使する場合、国際的武力紛争が発生するとは限らず、既存の武力紛争の当事者とは限らない。単発の武力攻撃の場合と継続的な武力攻撃の場合とは、自衛権に関する必要性・均衡性の内容も異なってくる。前者では、武力行使以外の手段が存在しないこと（事項的必要性）及び武力攻撃と反撃との間の均衡性（量的均衡性）が問われるのに対し、後者では、武力攻撃と反撃行為との間の時間的近接性（時間的必要性）及び目的と手段との間の均衡性（質的均衡性）が問われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、自衛権行使における武力行使は、必然的に国際的武力紛争を発生させるとみなされてきた。これに対し、本研究では、実際にイラン・イラク戦争の最中に米国がイランに対して行使した自衛権を素材として、単発の武力攻撃に対する自衛権行使の場合、必ずしも国際的武力紛争が発生しない、あるいは武力紛争当事国とならないことを示した点に学術的・社会的意義があると考えられる。また、自衛権の必要性・均衡性原則の内容については、これまで学説上対立があったところ、その対立を、単発の武力攻撃と継続的な武力攻撃との場合分けに応じて、必要性・均衡性原則が使い分けられるという理論構築を行ったにも意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：Under contemporary international law, even if a State exercises the right of self-defence, that does not necessarily mean that an international armed conflict thereby occurs, if such self-defence is exercised against a single armed attack. The content of the principles of necessity and proportionality of self-defence may vary according to the two concepts of "an armed attack", i.e. a single armed attack and a series of armed attacks. In the former case in which an armed conflict does not occur, the principle of necessity in the material sense, i.e. no alternative measures other than use of force, and the quantitative proportionality, i.e. proportionality between an armed attack and the responsive use of force in self-defence applies. In the latter case, the principle of necessity in the temporal sense, i.e. temporal proximity between an armed attack and the responsive use of force, and the qualitative proportionality, i.e. proportionality between aim and end, should be satisfied.

研究分野：国際法学

キーワード：自衛権 安全保障法 武力紛争法 国連平和維持活動

1. 研究開始当初の背景

第一次世界大戦以前の伝統的国際法は「戦争に訴える権利」を国に認めていたため、自衛権は、戦争の正当化事由としての法的意義を有していなかった。伝統的国際法においては、開戦手続を経て開始される戦争状態(戦時)においては、戦時国際法に違反しない限り「暴力の無限行使」が認められていた。

これに対し、そのような手続を経ずに行われる「戦争に至らない武力行使」は、平和状態(平時)において行使されるため、当然に平時国際法に違反するものと推定された。伝統的国際法における自衛権は、平時における武力行使によって生ずる国際法違反の違法性阻却事由としての法的機能を有していた。

このような伝統的国際法における自衛権の法的機能は、戦間期の戦争違法化の過程で変容することとなる。不戦条約は、侵略戦争を一般的に禁止するため、それに反比例するかたちで、自衛権が唯一の戦争の正当化事由(自衛戦争)として戦時の領域で用いられるようになった。しかしながら、国家実行において、自衛権行使における武力行使が必ずしも国際的武力紛争を発生させていない事例が散見される。

本研究は、このような国家実行を収集・分析することによって、伝統的国際法における平時の武力行使によって生ずる国際法違反の違法性阻却事由としての自衛権の法的機能が現代国際法においても妥当する余地があること、そして、そのような自衛権が、いかなる要件の下、いかなる事項的・時間的範囲で妥当するかを解明しようとしていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以下の3つに分けられる。

第一に、自衛権の行使としてなされる武力行使が必ずしも国際的武力紛争を発生させないこと、あるいは、既存の国際的武力紛争の当事国に対して中立国が自衛権の行使として行う武力行使が必ずしも当該中立国を紛争当事国としないこと、を明らかにすることである。これには、2001年に国連国際法委員会が採択した国家責任条文第21条が関係する。同条は、自衛を平時国際法違反に対する違法性阻却事由と捉えている。したがって、国連国際法委員会がいかなる自衛権を想定して同条を起草したか、起草過程を検討する必要がある。また、自衛権行使によっても国際的武力紛争を生じさせないと認識される国家実行を調査する必要もある。

第二に、いかなる自衛権行使が国際的武力紛争を発生させ、また、させないか、その区別の法的根拠を明らかにすることである。これは、自衛権行使の原因行為となる「武力攻撃」の概念を類型化することによって明らかとなる。

第三に、国際的武力紛争を発生させない自衛権の事項的・時間的範囲を明らかにすることである。国際的武力紛争を発生させる(大規模な)自衛権行使との比較において、国際的武力紛争を発生させない自衛権の事項的・時間的範囲は、必然的に狭まる。本研究では、自衛権の必要性・均衡性原則を類型化することによって、その事項的・時間的範囲を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究の方法は、主として、自衛権行使に関する国家実行の収集・解析である。国連憲章成立以後の自衛権行使は、国連憲章第51条に基づき、安保理に報告することが義務付けられており、自衛権行使国が安保理に報告した内容は国連文書に記録されている。本研究では、主として、自衛権行使国や関係国の法的認識(国際的武力紛争が発生したか否か、何を武力攻撃と捉えているか、必要性・均衡性原則の認識)を解明することによって、上記目的を達成しようとした。

また、1987～88年のイラン・イラク戦争の最中における米国によるイランに対する自衛権行使は、国際司法裁判所において争訟事件として争われており、その裁判資料や関連文献の調査・解析も本研究の方法の一つである。

その他、国連国際法委員会の起草した国家責任条文第21条は自衛を違法性阻却事由と位置付けており、その起草過程を辿ることも本研究の方法の一つであった。

4. 研究成果

自衛権行使の原因行為である武力攻撃は、単発の武力攻撃と継続的な武力攻撃とに分けることができる。そして、単発の武力攻撃に対して自衛権を行使した国や第三国は必ずしも武力攻撃国との間に国際的武力紛争が発生した、あるいは自衛権行使国が既存の武力紛争の当事国となったとの法的認識をしていないことを国家実行を通じて明らかにした。特に1987～88年のイラン・イラク戦争中における米国によるイランに対する自衛権行使の事案

においては、米国・イランともに米国は（紛争当事国ではなく）中立国であるとの認識が示されていることを確認した。

単発の武力攻撃の場合と継続的な武力攻撃の場合とで、自衛権に関する必要性・均衡性原則の内容が異なり、前者では武力行使以外の手段が存在しないこと（事項的必要性）及び武力攻撃と反撃行為との間の均衡性（量的均衡性）が問われるのに対し、後者では武力攻撃と反撃行為との間の時間的近接性（時間的必要性）と自衛の目的と手段との間の均衡性（質的均衡性）が問われる。

単発の武力攻撃に対する自衛権行使は、烈度や期間の観点から、必ずしも国際的武力紛争を生じさせるものではない。また、国際的武力紛争を発生させる自衛権に適用される時間的必要性や質的均衡性と比べ、国際的武力紛争を発生させない自衛権行使に適用される事項的必要性や量的均衡性は自衛における武力行使を厳格に制限する。これにより、後者の自衛権行使の事項的・時間的範囲は極限されることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 広見正行	4. 巻 42
2. 論文標題 国連の平和構築と紛争の解決－国連平和活動の変遷と法的帰結－	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 広見正行	4. 巻 10
2. 論文標題 国際刑事裁判所規程第8条2項(e)(iv)にいう「攻撃」の意味、間接共同正犯理論の妥当性、司法妨害罪の捜査に係る証拠開示－ンタガンダ事件上訴審判決（2021年3月30日）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 255-266
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 広見正行	4. 巻 119
2. 論文標題 国際法委員会「人道に対する犯罪の防止および処罰に関する条文草案」の歴史的意義と将来的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 71-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 国際法委員会研究会（広見正行）	4. 巻 第118巻4号
2. 論文標題 国連国際法委員会第71会期の審議概要（人道に対する犯罪、今会期のILCの審議過程の全般的評価等）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 74-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Masayuki Hiromi	4. 巻 62
2. 論文標題 The Function of Peace Treaties under Contemporary International Law	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Sophia Law Review (上智法学論集)	6. 最初と最後の頁 95-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 広見正行
2. 発表標題 国連の平和構築と紛争の解決
3. 学会等名 世界法学会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 広見正行
2. 発表標題 国際刑事法体系における「人道に対する犯罪」条文草案の歴史的意義一定義を中心として
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 寺谷広司・伊藤一頼編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 448
3. 書名 国際法の現在 (第16章 人道に対する犯罪に関する引渡しか訴追かの義務)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------